

所沢市ふるさとの川再生事業市民団体補助金交付要綱

平成23年4月1日要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所沢市ふるさとの川再生事業(以下「事業」という。)として指定された区域で、事業を推進する市民団体(以下「団体」という。)に対する補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付については、所沢市補助金等交付規則(昭和55年規則第20号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「事業」とは、次に掲げる活動をいう。

- (1) 河床及び河川敷の清掃活動
- (2) 多様な生物の保護、保全活動
- (3) その他川の自然再生に関する活動

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 概ね10人以上の市民で構成されていること。
- (3) 前条各号に掲げる活動を10年以上継続して行う意思があること。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、第2条各号に掲げる活動に必要な経費とし、補助額は、1団体につき10万円を限度として、予算の範囲内で市長の定める額とする。

(交付期間)

第5条 補助金の交付期間は10年間とし、補助金の額は必要に応じて見直しを行うものとする。

(他の補助制度との関係)

第6条 この要綱による補助は、事業について他の制度の補助金を受ける場合は、適用しない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。